

細 則

昭和62年3月24日施 行
平成7年5月20日一部改正
平成8年6月15日一部改正
平成21年5月16日一部改正
平成24年5月12日一部改正

(評 議 員)

第 1 条 会則第11条第2号に基づく評議員は、下記の方達とする。

各町内会・自治会会長、民生委員、保護司、老人クラブ会長、子供会会長、
青少年・体育・保健指導委員代表、商店会会長、小・中学校校長、小・中学校PTA会長、
その他本会の事業に賛同する個人並びに団体の代表。

(理 事)

第 2 条 会則第11条第3号に基づく理事は、評議員の方達から会長が委嘱し、総会で承認を受ける。

(顧 問)

第 3 条 会則第6条第6項に基づく顧問・相談役は、評議員の方達から会長が委嘱し、総会で承認を受ける。

2. 顧問・相談役は、役員等に対して、本会の運営等について助言を行う。

(部)

第 4 条 会則第8条第3項に基づく部の活動方針等は、次の通りとする。

①渉外部

ア、地区の福祉に関する基礎調査及び研究。
イ、小地域福祉グループの育成。
ウ、ボランティアグループの連絡・調整。
エ、その他、他の部に属さない事項。

②高齢者部

ア、地区に居住する高齢者の実態調査・把握。
イ、高齢者に対する福祉活動。

③青少年部

ア、青少年の健全育成に関する基礎調査及び研究。
イ、子供会等の育成・連絡・助成等。
ウ、青少年に対する福祉活動。

④すこやか食事部

ア、すこやかお食事会の運営。
イ、配食活動の運営。

⑤ふれあい部

ア、ふれあい中里北部の運営。
イ、福祉講座等の開催。

⑥広 報 部

ア、「社協だより」の発行。
イ、地区福祉事業等についてのPR。

(特別支出項目の設定)

第 5 条 平成22年度まで実施した「福祉まつり」収益金の一部を「災害基金」として特別支出項目に積み立ててある。それは、災害時の飲料水、食料、燃料、薬品、トイレ用品等緊急防災備品の購入に充てる。また、防災備品購入ほか緊急時の予備費として活用する。